

日本労働年鑑 戦後特集(第22集)

The Labour Year Book of Japan post war special ed.

第一篇 労働争議

第二章 主要な争議

第三節 電産争議

昭和二十一年九月十六日、電気産業労働組合協議会は

一、電気事業に対する官僚統制の撤廃と発送配電事業の全国一元化

二、生活費を規準とする最低賃銀制確立

三、退職金規程の改訂

の三項目の要求を会社に申入れし、同時に事業の基幹産業である点に鑑み、又、法的にも電力国家管理法にもとづいて商工大臣の出馬を要請した。十月七日具体的内容が発表されたがこの要求は、昂進するインフレに生活の基礎を脅された労働者階級の生活権確保の叫びであるだけでなく、第二の賃金要求案の根柢を流れるのは戦時中の低賃金労働強化、更に戦後のインフレ政策による実質賃金のきり下げに抗して、労働者階級が自己の労働力の価値を貫徹すべく起ち上ったものであり、これが電気事業の民主化なくして不可能だと云う闘争経験によつて第一の要求と結びついて押し出されたものである。

七日の交渉は当事者間(使用者側は日本発送電、関東、東北、北海道、中部、北陸、関西、中国、四国、九州各配電会社)で交渉の必要上各会社の代表者を以て発送配電会社首脳団を組織し、時の日発総裁新井章治氏が代表となった。労働者側は右各会社の組合の協議会である日本電気産業労働組合協議会(産別加盟)であった。交渉は闘争委員長(入江浩氏)と星島商相代理と称する電政課長が出席して開かれた。同日団体交渉によつて要求の第一点に関しては根本方針としては組合側の線が容れられたが、次の組合の闘争宣言でみるとおり実現の問題ではくいちがいが生じ他の二要求では意見の一致をみなかった。

電産協議会は十月八日全国十二万の電気労働者の名に於て交渉中の政府、会社の態度の不誠意、無策をせめ、断固として闘争状態に入ることを宣言した。

闘争宣言(抄)

我等日本電気産業労働組合協議会に結集せる全国十二万の電気労働者は、電力の社会化即ち電気を社会大衆のものとし、敗戦日本を再建するため、またこれが実現の最小条件たる働く者の生活権を確保せんがため…の要求を提出し…商工大臣及会社首脳団と交渉を開始した。(中略)会社首脳団は二日間の交渉を通じて電気事業民主化の原則には賛成するも、之が実現に就ては協議の用意をもたず、又我々生死に関する最低賃金制に就ても準備不足の故を以て交渉に応ずる用意のない旨を明言した。

(下略)

その後は七日の交渉に出席して、電業民主化に就て商相代理として賛意を表し、文書で確認書まで出した川澄電力局電政課長の行動が星島商相に依て認められず、組合要求に対する商相の八日の声明は前日の確認書とくいちがい、このことは一層交渉をこじらせた。九日、十日組合と政府の交渉がつづけられたが満足な結論は出ず、十二日初の争議手段として事務関係のサボタージュが指令された。

事態の進展に経営者側は十四日に、二十一日から協議を再開すべきたとを申入れたが、組合側は会社側の事態延引策として拒否し、改めて四項目を要求した。

一、要求事項に就き全面的なる諾否回答のこと

二、回答期日 十月八日午前十時とす

三、回答と同文書を十八日附朝日、毎日、日本経済各紙上に公布のこと

四、右回答には商工省当局の責任ある回答を附すこと

会社はあく迄二十一日の線を固執し、組合また具体的意志表示なしの延引は不誠意とみなして、十八日午後、翌十九日午後六時と七時の間の全国五分間停電を指令した。

政府は事態の悪化に、十三日突然労働基準法と並行して実施を考慮されるべきであると議会で付帯決議された労働関係調整法案の施行を強行し組合の憤激をかったが、停電指令に商相は次の警告を発した。

「昨十八日午後、貴方より全国五分間停電罷業の指令を寄せられたる趣なるも、右は(一)労働関係調整法に違反(二)電気事業法第三十三条に牴觸し(三)連合軍の指令に違反し占領目的をも阻害する惧れあり、依て右の不詳なる事態の発生を未然に防止するよう善処せられたい」

組合は全面的反対の通告を行い、五分間ストは確実に行われた。

次いで二日には組合側は主要工場の午前中停電を指令し二三日から実施した。

厚生大臣から調停を委ねられた中労委は二日より正式に行動を開始したが、十月末までの桂委員を主とする準備段階はみるべき成果をおさめず、三一日調停委員会が成立した。

(両者の推せん五名中より末弘会長に三名の選考一任)

調停委員 経営者委員 大和田悌次、石川礼吉、篠原三十郎

労働者委員 聴濤克巳、津々良涉、伊井弥四郎

中立委員 末弘巖太郎、桂皋、中山伊知郎

かくて十一月五日調停案が双方に示された。

調 停 案

一、電気事業の民主化

組合の主張する四原則(A、電力管理法を中心とする一聯の官僚的国家管理法の廃止、B、社会大衆による電気事業監督及指導機関設置、C、全国発送、配電事業一社

会実現、D、前二項実現のため電気事業社会化法の制定及び之が民主的なる立案機関の設置)は会社側も異議がないのであるから、両当事者は速に協議会をつくり具体案を協議決定すること。

二、基準労働賃金

組合案に拠ること、但し

(イ) 能率給は平均月額四百円(要求八百円)程度とすること

(ロ) 勤続給は現在の会社に於て勤続五年を超えるとき月額十円を支給し、以後勤続一年を増す毎に十円を加えること。

三、退職手当(略)

四、所得税及賞与

(イ) 所得税は受給者の負担となすこと。

(ロ) 本調停案の基準労働賃銀には賞与月割額を含むこと、但し利益分配的賞与はこの限りではない。(以下略)

この調停案によつて妥結の見込がついたが、政府は同日「右案の内容は複雑であるが大体の見当に於て一労働者に対して平均月額二、一五〇円以上を与えんとするもので現在の月収約一、二一四円見当に比し九三六円の増加となり会社側はこれによつて半期七億円の支出増加となる。こう云う産業の実情を無視した過大な先例ができては他の産業もこれにならう傾向を生じ、その結果として通貨の著しい増発、物価の著しい騰貴を誘発し、日本経済を悪性インフレに導く懸念が濃厚であり…その上…現在の電気料金を約三倍以上に値上げするにあらざれば会社の経営がやれぬことになる。…このことは大衆生活及び産業に最も直接的な影響」ありとして反対を声明した。

中労委はこの政府の出方に憤懣を禁じ得なかつたことは翌日の委員長声明書のはしばしに出ている。即ち

「政府の調停案反対は『政府の経済政策全体との関係上承認しがたい』『換言すればこの問題の解決は政府自らが当らうと云う主旨に解釈してゐるのだと思う』と前置きし委員会として当面の産業平和を維持するためには『あの程度のことになるより外ないことは』使用者代表の委員でもほゞみとめていゝとしてあくまでも政府が所信をまげられないといふ信念をもたれるとすれば『よろしく議会を解散して、国民全般が当面の問題をどう考えているかを総選挙の結果によつて具体的に知ることにかむべき』だと強調して、最後に、中労委の苦心を全然買うことなしにその『権威を無視し破壊するかの如き声明を突如発せられたは遺憾とせざるを得ない』と結んでいる。」

争議はこの頃から必然的に政治闘争の様相を加えてきた。政府の声明発表は、政府の経済政策全般に対する反省を求むべきことを組合側に認識させたのである。十六日の会社側、組合側の回答は政府声明とからんで何れも拒否的であった。

政府の要請にもとずき十八日再度の斡旋案が成立したが、両者ともうけつけず不成功に終り、組合は二五日最後通告書を発表して、二七日午後三時までの回答を求め、回答がないか、若くは容認出来ないときは断固停電ストを決行する旨を宣告した。

会社側の回答は三時間おくれの二七日午後六時発表されたがその線は調停案より後退するものであったため、組合中闘は拒否と決し、十二月二日の全国的大停電を指令した。中労委は(A)調停案をそのままとめる。(B)調停案で未決の項目はこの際決定する。(C)勤続手当は平均百円をみとめる。(D)二七日の会社回答にある月額二千五百万円の枠をはずす(下略)等を条件とした最終提案を行った。組合側はこれを略了解し、会社側は政府側の意向との開きで難色を示したが、二千五百万円の枠を外すが著しく増加せしめないことを要望事項として挿入して承認し、急転直下三〇日午前十時協定案に仮調印したのである。

未決の具体的事項はその後も波瀾をよび、十二日具体項目決定のために設定された給与、民主化委員会中後者は順調に協定が進行したが、前者は退職金問題で十六日暗礁にのりあげた。十九日三度目の斡旋でこの難局もきりぬけ、二十二日遂に協定書の正式調和をみるに至った。

以上みられる如く争議は長期間にわたり、起伏を重ね、経済的要求も政治化問題化するなどのことがあったが、成果として特に注目すべき一つは賃金構成＝体系の整備、労働力の価値貫徹の確保への歩みだしである。

即ち、賃金構成として組合側の要求せる次のものは戦時中特に強化された慈惠的、或は労働強化を目的とする種々の残滓を扱ったものであり、賃金の実際獲得額に就て云えば生活保証給の算定にあたっては、同年六月会社側で基準経費算定のために半公式に実施した従業員生計費実態調査を基礎として科学的に算出を行い、更に能力給算定にはエンゲル系数を使うなど、従来自然発生的に、感覚的に要求されがちだった賃金要求に理論的基礎を与え、更にインフレの進行＝生計費の変動の激しい折柄(それに対して労働力の価値を確保するために)賃金をスライドせしむる要求をとおした点など、幾多貴重な収穫をみるのである。

調停案反対を表明した政府も結局

- (A)労働者の最低生活費を基準とする最低賃金設定の必要がある。
- (B)この最低賃金制を基礎として物価水準の決定を考慮する。
- (C)前二項の問題を審議するため労資の代表をいれた給与審議会を設置する。
- (D)勤労所得税の税率引き下げ、総合所得税の免税点引き上げ。

の四点を公約するに至ったことはこの闘争の大きな成果と云わねばならぬ。

更に事業の特殊性から加重せられるとしても、政府が法的にも財政的にも会社側を牽制し、強化して民間争議への積極的干渉を行ったことも、同年春より整備され、組織的反撃に出はじめた資本攻勢のたかまりとの関連に於いて注目せられるべきであるし、それに対して労働組合側が全く伸縮自在柔軟な闘い方をして最後迄結束を乱さず闘いぬいたことは、中闘のすぐれた指導ぶりとともに労働運動史上にのこるものであろう。

日本労働年鑑 第22集／戦後特集

発行 1949年8月15日

編著 大原社会問題研究所

発行所 第一出版

2000年2月1日公開開始

